

平成27年4月1日において降格をした職員の特例に関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第6号

平成27年4月1日において降格をした職員の特例に関する規則

平成27年4月1日に降格をした職員（佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）第2条第1号に規定する職員をいう。）については、当該降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして同規則第24条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。